

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 7 回 会 議

平成 1 7 年 1 月 1 9 日 (水)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成17年1月19日(水)午前9時30分開会・午前11時52分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	三好治
副会長	梶河正孝	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	高砂清一	委員	上北東太郎
委員	大橋光政	委員	香川深雪
委員	新上隆司	委員	加藤博美
委員	梶村傳	委員	小西百々代
委員	大浦澄子	委員	岡田賢
委員	三笠輝彦	委員	藪淳子
委員	森谷芳子	委員	増田富子

4 欠席委員 2人

委員	井竿辰夫	委員	谷本繁男
----	------	----	------

5 出席幹事 6人

副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	植田宗士
幹事	中村榮治	幹事	島野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博

6 幹事会部会委員 56人

総務部会長 熊野 實
(幹事兼務)

総務部会委員
企画財政部会委員
市民部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員
消防部会委員
島野 学
(幹事兼務)

総務部会委員 小山 正 伸

総務部会委員 合 田 彰 朝

企画財政部会委員 植 松 勉

企画財政部会委員 白 井 文 夫

市民部会委員
健康福祉部会委員
環境部会委員
土木部会委員
廣 瀬 政 博
(幹事兼務)

市民部会委員 間 島 康 博

市民部会委員 久 利 泰 夫

市民部会委員 中 川 仁

健康福祉部会委員 富 田 繁

健康福祉部会委員 多 田 昌 永

健康福祉部会委員 川 田 喜 義

健康福祉部会委員 武 上 浩 一

健康福祉部会委員 西 川 典 生

健康福祉部会委員 樋 本 行 夫

環境部会委員 田 中 豊 彦

環境部会委員 大 嶋 光 晴

環境部会委員 藤 井 敏 孝

環境部会委員 宮 武 敬 三

環境部会委員 井 上 協 典

環境部会委員 大 熊 正 範

環境部会委員
土木部会委員
水道部会委員
黒 川 久 夫

産業部会長 田 阪 雅 美

産業部会委員 池 尻 育 民

産業部会委員 穴 吹 学

産業部会委員 川 西 正 信

産業部会委員 山 田 悟

産業部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員
松 川 武 男

都市開発部会委員 横 田 幸 三

都市開発部会委員 氏 部 幸 男

都市開発部会委員 大 林 勝

都市開発部会委員 宮 武 茂 基

土木部会長 久 米 憲 司

土木部会委員	西岡慎吾	教育部会委員	松木健吉
土木部会委員	稲垣基通	教育部会委員	前田昭徳
土木部会委員	山下功	教育部会委員	安田和文
土木部会委員	稲葉秀一	教育部会委員	熊野正樹
土木部会委員	平尾洋二	教育部会委員	山下晴久
土木部会委員	鎌田茂史	教育部会委員 文化部会委員	多田安寛
土木部会委員	土居譲治	文化部会委員	馬場朋美
水道部会長	松尾尚市	文化部会委員	高橋広二郎
水道部会委員	小川雅史	文化部会委員	川崎正視
水道部会委員	藤川肇	議会部会委員	宮本弘
教育部会委員	上原直行	議会部会委員	川原譲二

7 事務局

事務局長	林昇	調整班長	清谷文孝
事務局次長	加藤昭彦	調整班 兼計画班	林田競一
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班 兼計画班	平尾和律
総務班長 兼調整班兼計画班	奴賀信二	調整班 兼計画班	中村郁夫
総務班	黒淵博美		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 2 0 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 1 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）
について（第 5 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 7 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 8 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号）
について（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 9 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 0 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 1 号 障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 5 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 2 号 高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 3 号 保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 4 号 商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 5 号 交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）

- 協議第 3 6 号 上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 7 号 学校教育事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について
（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 8 号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 6 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 9 号 コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 4 号）について
- 協議第 4 0 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について
- 協議第 4 1 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について
- 協議第 4 2 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について
- 協議第 4 3 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について
- 協議第 4 4 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について
- 協議第 4 5 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について
- 協議第 4 6 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
- 協議第 4 7 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について
- 協議第 4 8 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
- 協議第 4 9 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について
- 協議第 5 0 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について
- 協議第 5 1 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について
- 協議第 5 2 号 その他の事業（石のさとフェスティバル事業）
（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前 9時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） ことし初めての協議会ということで、新年のごあいさつを申し上げます。皆様方には、平成17年の新春をお健やかに迎えになりましたこととお喜びを申し上げます。

昨年中は一方ならぬお世話になりまして、大変ありがとうございました。本年もまた、よろしくお願ひしたいと存じますが、特に、もうあと協議会日程も非常に詰まっておりますので、昨年以上の御協力をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） それでは、早速ですが、会議に入らせていただきたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名でございますが、会議規程に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員には、香川深雪委員さんと岡田 賢委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） 次に、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） （1）の協議事項のうち、まず、協議第20号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第20号につきましては、前々回の第5回会議で提案及び説明を行い、第6回会議で質疑、協議等を行いましたが、継続協議となっておりますのでございます。

提案内容を、改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料1ページをごらんいただきたいと思います。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

なお、継続協議案件の提案内容につきましては、恐れ入りますが、本日、朗読は省略をさせていただきます。

この協議第20号につきましては、ただいま会長の御発言にもございましたように、

前々回の第5回会議で提案され、前回会議で質疑、協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、再度、継続協議となっているものでございます。

協議第20号につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） それでは、ただいま説明のありました協議第20号について、御質問、御意見等を承りたいと存じます。

どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この件につきましては、前回、第6回で、審議会も含めた自治区、また特例区等について研究をさせていただきたいということで、継続をお願いをしておるんですが、庵治町の議員の中からも、先進地の事例も含めて、さらに研究すべきでないかという御意見もございまして。先ほど、会長のごあいさつの中で協議の日程も詰まってきた中ではございますが、再度、継続ということをお願いをいたしたいと思っております。

議長（増田会長） ただいま高砂委員さんから、そのような御意見がございましたが、これに御異議ございませんか。何か。

はい、どうぞ。

寺岡委員 寺岡です。

うちの議長の方から、そういうことで継続協議をお願いしたいというお話ですので、私もそれには同意しておりますが、若干、整理をしておきたいと思うんですが、前回、5回、6回含めて、本町の方からも、特例区を含めて市の方の検討をお願いできるもんかかどうかという話は出ておったと思うんですが、途中の話の中で、市の方も、特例区なり自治区なりについて検討すると、検討しても、というような旨のお話も出ておったというようなことが漏れ伝わっておりますので、そのあたりの高松市の取り組みですね、この件について、公の席ですので、具体的におっしゃっていただいた方がいいと思うんです。

というのは、先ほど、うちの議長もおっしゃったように、この25、26日にかけて特例区の先進地も視察しようというところまで来ておりますので、そのあたりも含めてお話しいただいた方が、私たちにとっても判断がしやすいと。私の意見は、かねてから審議会の内容をもう少し充実してほしいという旨を申し伝えておりますので、それ以上は言いませんが、その点について、議長の方からお答えいただきたいと思うんですが、高松市の考え方ということについて。

議長（増田会長） 高松市側の委員さんから、それじゃお願いできますか。

三笠委員 今、寺岡委員さんの方から、高松市の考え方ということでありますけれども、この地域審議会の件に関しては、私ども、先般、5回、6回、特に6回の会議でいろいろ議論が出たことは承知をいたしておりますし、その後、特例区、地域自治区の話について、個人的に副議長さん及び二、三の方と一部話した経緯はあります。

その中で、私ども正直申しまして、舌足らずの点も多少あったんですが、そういう中で、特例区、地域自治区の話ですが、これは確かに複雑な面は多分にありまして、やっぱり私どもは、結論としては地域審議会でお願いしたいということは、これはもう当然なことであります。まず、国からの地域自治区、合併特例区というのは、確かに法では認められておりますけれども、規定に係る部分については、まだ施行されてないというのが実態であると思います。それはまあ御存じだと思うんですが。

そういう中で、私も地域自治区、特例区の文面も一部見ましたけども、なかなか理解しがたい面というのが確かにありますし、やはり、その中で、特に合併特例区となると5年、いわゆる、これら一つの財産区みたいな絡み、考え、感覚ですわね。そういう考え方になるんじゃないかと思うんですけども、やはり、住民の自治、住民サイドで考えると、やはり網羅された地域審議会の方が全体を協議できると。ただ、合併特例区、地域自治区になりますと、やはり、地域の一部の管理とか、問題は一番、支所・出張所のあり方が非常に問題になってくるんですが、やはり特定の一部の分野だけ、それでもう限定されておるといこと。やはり地域審議会で10年間の建設計画なり、住民自治に対しての全体を網羅された考え方というのは、私ども、地域審議会のあり方の方が、やっぱり一番ベターでなかろうかなという基本的な考え方は持っております。そういう中で、当然、偏った形での合併特例区、地域自治区というのは、やっぱり合併には、一体性を持たせる意味においては、なじみが薄いんじゃないかなという考え方を、我々、議会サイドでは持っておりますんで、そのあたりをひとつ御理解いただければというふうに考えております。

議長（増田会長） 事務局から、この件について状況説明をちょっとさせていただきます。

事務局長 ちょっと事務局の立場で御説明させていただきますが、これまでも協議会の場でだんだんに説明したところがございますけれども、合併特例区か地域自治区か地域審議会かということでございますけれども、その段階で、ほかの合併協議会でどういう議論があったかということ、若干説明をさせていただきたいと思っております。

合併特例区というのは、先ほど三笠委員の方から説明があったとおりでございます、特定の業務だけしかできない。だから、一般の行政サービスはできないというところに非常に大きな問題があるということになります。合併特例区をどこそこの町だけ置くということになりますと、市域全体のバランスがとれないということで、合併特例区を置くのであれば、支所・出張所も全く置かないという議論が出ております。そうなりますと、支所・出張所を置かないということになれば、庵治町の住民としては非常に困るということになるのではないかとということが、大きな問題として出てこようかと思えます。

先進事例を、岡山市の事例として、灘崎町と御津町の合併特例区が設置されるという状況を説明したことがございますけれども、岡山市の事例としては、ずっと昔から総合支所という大きなブロックでの支所をつくっております。そういう政令指定都市を目指した上での総合支所という位置づけを各地域に置いておると。そういう中での合併特例区を5年間だけ置きましょう、というようなことでございますので、高松市の現在の支所・出張所の業務形態とあわせて考えてみますと、合併特例区というものを、あるいは総合支所というものを、合併と同時に設定するという事は非常に難しいということで、これまでも説明してきたところでありまして、そのような状況から、それらを含めて、合併特例区の固有の問題だけでなく、ほかの支所・出張所の問題も含めて検討をされることが必要ではないかなということでございますので、その点、補足をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この件について、だだをこねるわけでもございませんし、先ほどの三笠委員にお言葉を返すわけでもないんですが、庵治町、合併協議会の立ち上げも一番遅かったわけで、時間的にも非常に限られた中で判断をしていかざるを得んわけですが、そのこともお含みをいただいて、再度、私方として研究を続けたいということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（増田会長） はい、それではそういうことで、協議第20号につきましては、引き続き継続して協議することとして、次回、第8回会議で改めて協議をしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第21号につきましても、第5回会議で提案及び説明を行い、第6回会議で

質疑、協議を行いました。継続協議の取扱いとなっておりますのでございます。

提案内容を、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、6ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

この協議第21号につきましても、第5回会議で提案され、前回の第6回会議で質疑、協議を行いました。意思集約を図ることができず、再度、継続協議となっているものでございます。

協議第21号につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 この件につきましても、第5回で提案があり、6回で継続ということをお願いをしてきております。庵治町といたしましても、意思集約ができたというわけではございませんし、まだ現時点でも、パターンの4ですかね、在任特例という多数の意見もございまして、また、パターン2というような意見もあって、決して意思集約というところまでは行っておりませんが、しかしながら、合併協議の中の重要項目について、先ほどの件もあわせて、結論が出ないということで合併協議が停滞するということもいがかかと思っておりますし、そういうことから、内心じくじたるものはございますけれども、この件については、提案のとおり確認をするということで、庵治町としては考えております。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第21号についてお諮りをいたします。

協議第21号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようですので、協議第21号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第27号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第 27 号建設計画について説明いたします。

建設計画につきましては、一部修正がございますので、別添の附属資料その 1、建設計画分、こちらで御説明いたします。

会議資料の後にとじております附属資料のその 1、建設計画案、こちらをごらんください。

今回の修正につきましては、前回の協議会会議での委員の要望等も踏まえ、両市町で調整したものでございます。

まず、25 ページをお開きください。

2 - 4 - 4 エリア別の機能整備の方向でございます。こちらの臨海部・島嶼部エリアの記述の最後でございますが、最後に「また、豊富な水産資源を活用した高付加価値型水産業などの産業の振興を図ります」という文章を挿入いたしますとともに、次の 26 ページ、エリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図にございますように、臨海部・島嶼部エリアに「高付加価値型水産業育成機能」を追加するものでございます。

次に、29 ページをお開きください。

（4）基本的人権を尊重するまちづくりのハンセン病に対する差別や偏見の解消の最後、3 行目でございますが、「また、国立療養所大島青松園に関する国の動向や入所者の意向などを踏まえ、様々な課題に適切に対応します」という文章を追加するものでございます。

次に、37 ページをお開きください。

（1）魅力ある観光・交流を育てるまちづくりの観光・交流イベントの充実のうち、最後の方でございますが、4 行目以降、「また、映画「世界の中心で、愛をさけぶ」のロケ地として、全国から観光客が訪れた庵治町地域の魅力の向上を図るため、引き続き、効果的な PR など情報発信に努めます」という文章を追加するものでございます。

修正箇所は以上でございますが、この建設計画につきましては、今後とも、引き続き御意見、御要望等をお聞きする中で、よりよい計画となりますよう、適宜修正を加えることとし、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第 27 号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第27号については、次回、第8回会議で改めて質疑、協議等を行うことといたします。

次に、協議第28号一般職の職員の身分の取扱いについてから、協議第38号その他の事業（水問題対策）についてまでの11件を一括して議題といたします。

なお、協議第28号から協議第38号までにつきましては、前回、第6回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取扱いとなっておりますのでございます。

提案内容を、改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料11ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第28号一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第29号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

協議第30号一部事務組合等の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

協議第31号障害者福祉事業についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

協議第32号高齢者福祉事業についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

協議第33号保健衛生事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

協議第34号商工・観光関係事業についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

なお、この商工・観光関係事業につきましては、前回の第6回会議で提案されましたが、提案されました内容のうち、庵治町商工会の補助につきまして、委員等の御意見を踏まえ、市町間で協議を行った結果、附属資料の対応策を一部修正をいたしております。その説明を申し上げます。

お配りしております資料のうち、右肩にその2と記載をいたしております附属資料の継続分という資料の73ページをごらんいただきたいと存じます。その2の資料の73ページでございます。

中小企業指導団体等育成という分類でございますが、このページの右側中ほどの対応策の二つ目の項目でございますが、なお書き以下に下線の部分を今回追加したものでございまして、朗読いたしますが、「なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。」と修正をいたしたところでございます。

なお、その下側の調整案及び会議資料中の提案内容には、変更はございません。

以上が商工・観光関係事業でございます。

恐れ入りますが、再び、もとの会議資料をごらんいただきたいと存じます。

34ページをお開き願います。

34ページでございますが、協議第35号交通関係事業についてでございまして、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

協議第36号上水道事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

40ページの協議第37号学校教育事業についてでございます。

提案内容は、記載のとおりでございますが、この学校教育事業につきましては、当初提案いたしました内容に、不登校対策事業の調整に係る資料が漏れておりましたので、今回追加いたしております。恐れ入りますが、先ほどの附属資料その2の125ページをごらんいただきたいと存じます。

不登校対策（適応指導教室）事業でございますが、当初提案いたしました内容に、この制度の調整に係る資料が欠落いたしておりましたので、今回追加するものでございます。

両市町の現況は、資料に記載のとおりでございまして、庵治町では、適応指導教室は設

置されておられませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、学校教育事業についての提案内容には変更はございません。

以上が学校教育事業の提案内容でございます。

恐れ入れますが、もとの会議資料の43ページをごらんいただきたいと存じます。

43ページの協議第38号その他の事業（水問題対策）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

以上が、前回提案されました協議事項でございますが、各協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号から協議第38号までについて、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特に……、はい、どうぞ。

加藤委員 高松の加藤でございます。

協議第37号の学校教育事業でございますけども、現在、高松市の場合は、給食のことにつきましては、高松は、登録業者、物資の登録業者は、2年ごとに登録をしていただいておりますけども、それでその登録していただいた業者から見積りをいただきまして、毎月、物資購入の献立委員会を開いておりますけども、庵治町の方はどのような業者で、そして、またどのような購入方法を行っているのか教えてほしいわけでございます。

それともう一つは、庵治町の場合は、すべての幼稚園が、毎日、幼稚園があるときには給食があるわけでございますけども、もちろん、ここでは給食センターになっとんてございますけども、今後も給食センターなのか、そうか教育委員会なのか、教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いをいたします。

多田教育部会委員 教育委員会の多田と申します。

幼稚園の学校給食につきましては、庵治町の場合、登録制度はしいておりません。過去

の実績、また、町内の業者を優先する上で、そちらの方から見積書を徴取し、価格的なものを一番に考慮した上で、決定をしております。

もう一点、幼稚園の給食制度の継続ということだったと思いますけども、その点については、今後とも、学校給食センターの方で継続して実施していきたいというような考えでございます。よろしいでしょうか。

加藤委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北です。

協議事項の第28号一般職の職員の身分の取扱いについて、ちょっと御質問をさせていただきたいと思うんですが、職員の給与の関係でございますけれども、それぞれ説明していただいた中に、市と町との間の調整をするために、モデル給という表現を使っておりますが、このモデル給を使用して調整するということについて、そのモデル給という説明を、私、詳しく担当から聞いてないんでわからないんですが、担当に聞いてみましても、ちょっとモデル給というのはわからないということですが、その資料が何かあるんですか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

合田総務部会委員 モデル給ということですけども、基本的には、庵治町さんの方にお示ししておるところは、まだ具体的には、詳細なところは、まだこれから協議をということで、具体的な資料は、まだお示しはできてないわけですけども、モデル給といいますのは、例えば、大学卒で入りますと22歳で入ります。そうすると、給料表はここになります、何年経過するとここになります、何年経過するとここになるということで、生涯にわたって、基本的には年齢とともにこうなりますよということを、給料表上明らかにした表があります。具体的に、まだ庵治町さんとの話の中では、詳細な部分の調整はまだできておりませんので、その資料をお示しできた状態ではないんですけども、基本的には、年齢とともに給料表上こういうふうに動きますよということを表にしたようなものです。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

上北委員 先ほど、モデル給について御説明はいただいたんですが、例えば、庵治町の

ケースの場合、非常に能力給というか、そういうものを優先してやってきております、過去に。そうした関係上、年功序列型とは若干違うということがあります。そうしたものの調整を、それぞれ首長さんがおいでで、あるいは人事担当がおいでで、そこらあたりが、今言うような一つの学卒を基準として、勤務年数を基準として、それぞれ学歴換算方式による誤差を修正するという方式を導入した場合に、非常に庵治町の過去にとってきた方式、能力給ですね、今、平成17年度から公務員制度の見直しということが言われておりますけれども、実際、自民党が今とめて、それが17年度からの人事院のきちんとしたものができてないということで後ろへ延びておりますが、将来はそういったような能力重視型に変わってくると思うんですが、非常に、こういうような庵治の場合に、これを見ても、課長職にある者は係長にいくというようなことで、若干、年齢層、庵治町を見ても、管理職であっても、若い者は40代からそれぞれ管理職になっておる職員もおります。それから、年配の方もおりますけれども、非常に、そういう一つの決められた枠に入れることによって、職員が非常に不利益になるということも、私は出てくると思うんですが、そこらあたりのそれぞれの能力というか、能力給というのを加味することは考えていないのでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

合田総務部会委員 今、能力給のお話ですけども、実を言いますと、庵治町さんの人事給与の体系を、我々、まだ、詳細には分析できておりませんで、そういう、今回お示ししているところは基本的な部分で、まず御了解いただいた上で、その後、いただいた資料を、能力給も含めてどういう内容になっているのか、我々、分析をさせていただいた上で、また今後、協議をしていくということにしておりまして、どちらにいたしましても、詳細な部分については、今後また、具体的に庵治町さんと協議をさせていただいて合意に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、今のところは、もうそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

上北委員 それでは、私の手元にある資料の中で、後々質問しても、今後、検討するかというような御返事ばかりいただくわけにもいかないので、今現在、それぞれ委員さんに配られておる資料の中に、現在、課長職にある者は係長、それはわかります。それから、それぞれ等級についても、市の等級を見ても、課長でも、ある程度の職責にある課長が困難な職務をこなす課長として6級に移行すると。市は13級までありまして、町の

方は8級までですが、その中で6級に移行するという事は、ある程度、級が降格になるという事は資料で示されておるんでわかるんですが、その上に、それぞれまたどういいますか、管理職手当が従前はついておったものもカットされる、そういったような問題があって、それぞれ合併をすると、職員は給与はもう下がってしまうがという現象が生じると思ふんですけれども、そこらあたりの調整はどのようにお考えになっとんでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

合田総務部会委員 給料は、特定な方については年収ベースでは落ちる可能性は、御指摘のとおり、あろうと思います。しかし、トータルといたしましては、給料調整は、再計算という方式をとりまして一定の調整を行うこととなりますので、多くの方につきましては、すべてというわけではありませんが、ある程度は、トータルとしては年収ベースではふえてくるのではないかとこのように考えております。そのあたりは、また詳細な分析をさせていただいた上で、問題点を抽出しながらそれぞれ協議をさせていただきたいと考えております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

上北委員 それと、今、今後合併すれば職員の給与は下がってくると。非常に、何回もやりとりして気の毒なんです、市の労連ニュースで、2年間、今後、当局から提案されておるのが、5%の給与カットということ提案されております。それで、平成17年4月1日から実施するという事で、この4月1日から、それはまあ提案でしょうが、実施期間2年間と。それをプラスされますと非常に大きなペナルティーが職員にも向いていくと。

私、なぜこういう質問するかといいますと、私、もともと職員上がりですので、そういうことも、やはり職員の立場に立って質問をさせていただいておるんですが、そういう一律5%カットだということであれば、ダブルパンチを受けるというようなことで、1年間給与は下がった上に、また市の制度の中で5%カットだというようなことが、そういうことが、これは正式に決まったことではないと思ふんですが、当局が提案したということが出ております。それで、経常経費の削減のために4年間で144億円の財源不足がこれで浮く、これ事実かどうか知りませんが、こういうものが市の方で配られたんだらうと思ふんですが、それが手元にあるんですが、そういった非常に経常経費が大きくウエートを占めてくるという中で、将来、ここに書いております、今回の議案にもあります建設計画、そういったものが特例債で充当、特例債は借債ですけれども、それで充当することによ

て、庵治町の建設計画、庵治町の将来はこうですよという論議に入っただけで、その中において、やはり職員としては、こういったような非常にダブルパンチを合併することによって受ける。

庵治町では、恐らくや、すぐにこういう一律5%給与カットやという提案は、恐らくしないと思うんですが、ほか6町との関係もあると思うんですが、そこらあたり収入減というのはわかりますけれども、それぞれの町の独自性というものを十分御配慮いただいて、それぞれ職員に大きなあれがしないように、お日さん西西で過ごしてきたもんが、学歴と年齢換算によって、ああもうけたがということで、そういうことがないように公平に扱ってほしいと。ここにも書いておりますように、公平公正にですね、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。これはもう当然、こういうことは、僕は実際には実現はしないと私自身は感じております。そもそも、当然、高松市の方がずっと高いんだし、ラスパイも100を超えていますし、15年度では。庵治町の場合はラスパイは八十何%と。ラスパイ自体の数字は、全く月とスッポンぐらい違いますんでどうしても公平にはいかないけれども、そうした中で、やはり、きちんと対応をしてほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） それじゃ、今の、御要望としてお聞きいたしておきます。

ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第28号から協議第38号まで11件について、一括お諮りいたします。

協議第28号から協議第38号までについて、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第28号から協議第38号までの11件について、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、新規提案の協議事項でございます。

まず、協議第39号コミュニティ施策についてを議題といたしますが、なお、協議第39号から協議第52号までの14件につきましては、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第8回会議で改めて協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料のうちで、右肩にその3と書かれております附属資料の新規提案分をごらんいただきたいと存じます。

その3の新規提案分の附属資料でございますが、ごらんのように218ページございます。非常に量が多うございます。このようなことで、説明の都合によりまして、両市町の違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っておりますので、この点、御了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、附属資料2ページをお開き願いたいと存じます。

コミュニティ施策のうち、まず、自治会活動推進事業でございます。

現況でございますが、2の自治会活動支援補助につきまして、市町間でその内容に差異がございますほか、3の自治会加入・結成促進奨励につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

地域コミュニティ推進事業でございますが、高松市のみの取り組みでございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

広報紙等配布業務でございますが、現況のうち、1の配布方法、2の配布回数、内容に市町間で差異がございますほか、4の広報紙配布時の傷害保険につきましては、庵治町では町が加入をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、5ページの地域ふれあい交流事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

6ページから7ページにかけましての防犯灯設置等補助事業でございますが、両市町共に補助をいたしておりますが、その補助対象や補助金額に差異がございますほか、7ページでございますように、防犯灯の維持管理補助につきましては、庵治町では自治会が負担をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次に、８ページの安全で安心なまちづくり推進と、９ページの高松市ボランティア・市民活動センターにつきましては、いずれも高松市のみの制度でございます。

続きまして、１０ページをごらんいただきたいと存じます。

消費者行政の推進でございますが、１０ページから１１ページにかけて記載のとおり、市町間で消費者行政に係る事業の取り組み内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、１２ページをごらんいただきたいと存じます。

集会所等設置補助事業でございますが、自治会集会所の新築及び増築等をする際の補助内容につきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、１３ページをごらんいただきたいと存じます。

庵治町集会所の管理等でございますが、現況欄にございますように、庵治町では、やすらぎ会館など四つの集会所を整備いたしております。

調整案といたしましては、「庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載をいたしております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日は、会議資料の提案内容の説明は省略させていただきます。

以上で協議第３９号コミュニティ施策についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第３９号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第３９号につきましては、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第４０号児童福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、次の１５ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、保育所の現況でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでござい

して、調整案といたしましては、「庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

保育料でございますが、現況欄でございますように、両市町では、保育料の階層区分及び年齢区分が異なっております。

なお、保育料につきましては、次の17ページに両市町の保育料の比較表を掲載しております。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙の保育料の徴収金額表でございます。資料には、階層区分及び年齢区分ごとの保育料月額を掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきますが、階層によって金額が異なり、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、16ページでございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

第3子以降保育料減免事業でございますが、現況欄でございますように、両市町では、対象年齢、対象階層及び減免の内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページから21ページにかけては、両市町の特別保育事業について、現況を整理いたしております。現況のうち、20ページの4の乳児保育につきまして、受入れの月数に市町間で差異がございますほか、その他の事項につきましては、高松市のみの制度となっております。

調整案でございますが、19ページでございますように、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、22ページの病後児保育事業、そして、その後の23ページから24ページにかけての私立保育所支援事業、25ページの認可外保育支援事業、そして26ページの民間児童厚生施設運営補助事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございますが、現況欄に記載のとおり、庵治町では、県が同様の業務を実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次の28ページの子育て短期支援事業及び29ページの母子生活支援施設につきましては、高松市のみのも事業でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございますが、庵治町では、県が同様の業務を実施しております。また、6の利子補給につきましては、高松市のみのも制度でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、31ページをお開き願います。

母子等医療費助成事業でございますが、1の助成対象者及び3の助成方法におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成事業でございますが、1の助成対象者及び3の助成方法に市町間で差異がございます。庵治町では、1の助成対象者の欄にございますように、15歳までの乳幼児の保護者に対して助成を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

なお、次の33ページから35ページにかけましては、先ほどの母子寡婦福祉資金貸付金の資料を掲載しております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第40号児童福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第40号につきましても、次回会

議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第41号その他の福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、37ページをお開き願います。

まず、遺族団体事業補助でございますが、2の日本戦災遺族会事業補助及び3の地区遺族会補助につきましては、高松市のみの補助制度でございます。

対応策でございますが、右側中ほどにございますように、庵治町遺族厚生会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促すとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

戦争犠牲者追悼式でございますが、現況にございますように、庵治町では、遺族厚生会の主催で追悼式を実施いたしております。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、1の委員数、3の活動費及び5の民生委員推薦会の委員報酬等におきまして、市町間に差異がございますほか、6の地区民生委員推薦準備会につきましては、庵治町には該当はございません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。庵治町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱うとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

特定患者援護事業でございますが、高松市のみの事業でございます。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

原子爆弾被爆者援護事業でございます。

1の援護金と2の死亡弔慰金につきましては、高松市のみの制度、また、3の原爆被害者の会補助につきましては、庵治町のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

42ページから、次の43ページにかけましての災害援護関係でございますが、1の災害時緊急物資備蓄事業におきまして、市町間で差異がございますほか、その他の項目につきましては、同内容または高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次の44ページのふれあいのまちづくり事業補助と、45ページの地域福祉計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、3の補助内容と、次の47ページの4の委託事業の内容におきまして、市町間で差異がございます。

また、46ページの右上の問題点・課題の欄の二つ目の項目に記載しておりますように、法律によりまして、1自治体においては、一つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっております。

調整案でございますが、「社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。」としたところでございます。

次の48ページの障害者小規模作業所助成事業から、飛びますが、53ページの福祉電話等貸与事業までのそれぞれの事業につきましては、いずれも高松市のみの事業でございます。

続きまして、54ページをお開き願います。

54ページの介護見舞金支給事業でございますが、1の在宅重度障害者介護見舞金支給事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

また、2の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の事業内容等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、55ページをごらんいただきたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、その内容と通報システムにおきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における通報

システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、56ページをごらんいただきたいと存じます。

住宅改造助成事業でございますが、2の対象者、3の居住要件、4の所得要件及び6の助成金額等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、57ページをごらんいただきたいと存じます。

57ページから58ページにかけましての福祉金等支給事業でございますが、2の福祉金等の種別でございますように、(4)の母子家庭児等福祉金以外は、両市町とも同様の福祉金等を支給いたしておりますが、3の支給額、5の所得等要件、次の58ページの6の対象者の要件におきまして、市町間でその内容に差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、59ページをごらんいただきたいと存じます。

配食サービス事業でございますが、現況のうち、2の対象者、5の実施方法及び6の費用負担におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で協議第41号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第41号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第41号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第42号環境対策事業についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、61ページをお開き願います。

まず、ごみ処理事業の収集方法等でございますが、61ページから62ページにかけまして両市町の現況を整理いたしておりますが、両市町では、分別の区分や収集回数、収集

方法、また搬入場所、資源ごみの収集方法におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、63ページをお開き願います。

ごみ処理事業の手数料でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、ごみ袋の料金、処理手数料等におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物適正処理指導事業でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、1のごみステーションの管理方法及び2の分別収集推進活動補助におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、65ページをお開き願います。

ごみ処理事業の一般廃棄物収集運搬・処理許可でございますが、両市町とも同じ内容でございますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと存じます。

廃棄物管理指導等でございますが、現況欄に記載のとおり、1の不法投棄等不法処理防止の実施方法に差異がございますほか、2と3につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、67ページをお開き願います。

67ページから68ページにかけての衛生組織団体活動推進事業でございますが、1の衛生組織団体及び2の活動補助におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市

の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、69ページをお開き願います。

ごみ減量・資源化推進事業でございますが、現況のうち、2のごみ減量・資源化啓発事業以外の項目につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、70ページの環境基本計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、71ページをお開き願います。

環境保全推進事業でございますが、2の環境保全意識の啓発以外の事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、72ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございますが、庵治町地域におきましては、県がほぼ同様の業務を実施いたしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、73ページの騒音振動防止対策事業でございますが、高松市のみの制度でございます。

次に、74ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございますが、1の公共用水域水質調査につきましては、高松市のみの制度でございます。

また、2の地下水質調査以下の項目につきましては、庵治町では、県が同様の業務を実施いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、75ページをごらんいただきたいと存じます。

公衆便所管理でございますが、4の市民・町民トイレ制度以外はほぼ同じ内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、76ページをごらんいただきたいと存じます。

し尿収集事業でございますが、現況欄に記載のとおり、庵治町では、中継用の貯留施設に一時貯留する収集体制となっておりますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものと

する。」としたところでございます。

以上で協議第42号環境対策事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にありませんか。

はい、どうぞ。

梶河副会長 庵治町の梶河でございます。

願いをしておきたいというふうに思います。私ども木田郡、また香川町が、ごみの処理につきましては、大川の方で東部清掃施設組合というふうな形の組織をこしらえて処理をしております。

そこで、合併の形態がどのようになるかわかりませんが、3町、香川町と牟礼町と庵治町、これが動きますと、ごみのおよそ3割ぐらいが動く可能性がある。東部清掃施設組合そのものを目的に施設整備をしておることから、3町が仮にごっそり抜けると、相手側はかなり御迷惑をかけるというふうなことが起こるというふうなことで、構成町としては、できるだけ、そのことが合併後に急激に起こらないように御配慮いただきたい。このことは、讃岐広域消防、こちらも同じような形態になろうかと思えます。合併する上で、後へ、後ろ足で泥をかけて逃げてきたという形には、ひとつならないように、合併が起こるとしたら考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） はい、ほかに、どうぞ。

三好委員 三好です。

ごみ袋ですが、庵治町の場合は、ごみ袋は、あれも商工会が元締めして、ほんで販売店へお願いして販売しようですが、そういうことで高松市の状況をお聞かせいただきたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、環境部会の方から答弁をお願いいたします。

田中環境部会委員 環境部会でございます。

高松市では、ごみ袋につきましては、各個店、お店屋さん、スーパーとか酒屋さんとかコンビニ、こういうとこと直接契約いたしまして、そういうお店屋さんで売ってもらって

おります。

庵治町さんの場合は、恐らく商工会と販売の契約をいたしまして、商工会の方がそれぞれの店と再度契約しているという状況でやられていると思いますけども、こういうやり方でございますけれども、一般的に、大きな市では、私どものようなやり方、個店と直接契約するというようなやり方をやっておりますけども、一部小さな町なんかでは、間に商工会を入れて、商工会と契約しているという事例がございます。

合併すればどうするかという話なんですけども、契約上、商工会を入れて、再度、個店と契約するやり方が、一般的には再契約の疑いがあるというような話もございますので、高松市は、有料化のときに、そのことも検討したんですけれども、個店と直接契約するのが正しいだろうというようなことでやっておりますので、合併の折には、高松市のやり方に統一したいなというようなことを考えております。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三好委員 三好です。

恐らく庵治町だけでなくして、合併地区の牟礼町、香川、香南、それから塩江も恐らく言うてくると思うんですが、そういう形でお話が出てくると思うんですが、ひとつ商工会の事業として進んでおります関係上、それが剥奪される状態になるということでございますので、十分にお考えいただきたいと。

田中環境部会委員 合併時まで、どのような方法があるか、さらに検討はしてみたいと存じます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第42号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第43号農林水産関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、78ページをお開き願いたいと存じます。

財産区事務でございますが、庵治町には該当がございません。

次に、79ページをお開き願います。

79ページから80ページにかけましての水田農業構造改革事業でございますが、現況

のうち、1の地域水田農業推進協議会の水田農業構造改革交付金の推進作物及び80ページの2の集落実行組合長手当の積算方法におきまして、市町間で差異がございます。

また、3の景観作物推進事業につきましては、庵治町のみで実施している事業でございます。

対応策でございますが、79ページの中ほどに記載のとおり、高松市の制度に統一する。高松市の推進協議会の推進作物に庵治町のコスモスを追加する。庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとするとし、調整案も、記載のとおりの内容といたしております。

次に、81ページの農業団体育成事業及び82ページから83ページにかけましての園芸団体育成事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

有害鳥獣駆除事業でございますが、両市町共に同内容の事業を実施しておりますことから、高松市の制度に統一するをいたしております。

次に、85ページの森林組合育成等事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、86ページをごらんいただきたいと存じます。

農園整備事業でございますが、両市町共に現況欄に記載のような内容で事業を実施いたしておりますが、その運営方法等におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、87ページをごらんいただきたいと存じます。

林道整備事業でございますが、現況のうち、3の市・町単独事業におきまして、市町間で差異がございますが、調整案は、「庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、88ページをごらんいただきたいと存じます。

農林施設でございますが、森林整備事業の現況は、資料に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、89ページをお開き願います。

水産振興でございますが、８９ページから９２ページにかけまして、両市町の現況を整理をいたしております。このうち、１の重要稚仔放流事業の放流魚種及び、次の９０ページの３の栽培漁業推進事業の栽培魚種におきまして、市町間で差異がございます。

また、４の養殖漁場整備事業、そして次の９１ページの６の漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業につきましては、庵治町のみ制度でございます。

また、９１ページの５にございますように、庵治町では、東讃地域マリノーション推進協議会の会員となっております。

また、９２ページの７の漁業近代化資金利子助成事業の利子補給率におきましても、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、８９ページに戻っていただきまして、「高松市の制度に統一する。庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。東讃地域マリノーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。」としたところでございます。

続きまして、９３ページをごらんいただきたいと存じます。

新春あじっ子市場事業でございますが、庵治町では、毎年１月に資料に記載のような内容で当該事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。」としたところでございます。

続きまして、９４ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良事業でございますが、１の事業主体におきまして、市町間で違いがございます。

また、２の国・県等補助事業及び３の市・町単独事業におきましても、市町間でその内容において違いがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、９５ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良区等運営補助事業でございます。

現況にございますように、高松市では、管内２９の土地改良区で組織する高松市土地改良区連合会に対し、運営費の補助を行っておりますが、庵治町では、町内の１土地改良区に対して補助を行っております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町の土地改良区については、合

併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、96ページをごらんいただきたいと存じます。

地籍調査事業でございます。

現況欄でございますように、庵治町では、平成7年から23年までの予定で地籍調査を実施いたしております、15年度末の調査率は33%となっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

なお、次の97ページの中央卸売市場運営事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上で協議第43号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。はい、どうぞ。

梶河副会長 質問ではありませんけど、84ページのイノシシ、猿の捕獲の補助金というのは、庵治町は出してないはずですが、高松市と同じとなっておりますが、現在はまだ、イノシシ、猿は作物荒らしておりませんので。

だから、制度としては統一していただいて結構ですが、現在は、そういう制度そのものがございませんので、それだけ御理解いただきたいというふうに思います。

事務局次長（加藤） はい、再度、部会の方に確認いたしまして、資料の訂正をさせていただきます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第43号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第44号建設関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、99ページをお開き願います。

まず、用途地域でございますが、庵治町では、用途地域を指定いたしておりませんこと

から、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、100ページをごらんいただきます。

屋外広告物規制でございますが、高松市では、中核市として、市が屋外広告物の許可等の規制事務を行っておりますが、庵治町では、県が同様の業務を実施いたしております。

調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、101ページをごらんいただきたいと存じます。

101ページから104ページにかけましての建築指導でございますが、大半は、高松市では、特定行政庁として市で実施しております。庵治町では、県が同様の業務を実施しておりますが、2の建築紛争調整委員の設置等、一部高松市のみの事業もございます。

調整案といたしましては、101ページでございますように、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、101ページの下側に特定行政庁の説明をいたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

次に、105ページをお開き願います。

105ページから106ページにかけましての開発指導でございますが、庵治町では、一部町が実施している事業がございますが、大半は、県において高松市と同様の業務を行っております。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、107ページをごらんいただきたいと存じます。

107ページ、108ページの建築物等検査、そして109ページの確認申請審査につきましては、建築基準法に基づき、特定行政庁として高松市が実施している事業でございます。

続きまして、110ページをごらんいただきたいと存じます。

110ページから111ページにかけましての都市公園等でございますが、現況は資料に記載のとおりでございますが、2の維持管理の方法及び3の占用料等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、110ページでございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、112ページのちびっこ広場でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと存じます。

緑化事業でございますが、2の民有地緑化につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、114ページをごらんいただきたいと存じます。

花いっぱい推進事業でございますが、114ページから115ページにかけまして、両市町の現況を整理いたしております。

このうち、3のあじ花・花運動の会及び115ページの6の花いっぱい夢いっぱいフェスティバル、この二つにつきましては、庵治町のみの事業でございます。

対応策でございますが、114ページでございますように、高松市の制度に統一する。なお、庵治町のあじ花・花運動の会については、合併後、フラワーサークル高松への加入を促すものとし、花いっぱい夢いっぱいフェスティバルについては、高松市の関連事業により対応するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、116ページの緑の基本計画でございますが、高松市のみの制度でございます。

続きまして、117ページをお開き願います。

市・町道路等でございますが、資料には、両市町の道路状況などの現況を記載しておりますが、このうち、4の認定基準におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、118ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理等でございますが、現況のうち、5の認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助につきましては、庵治町のみの制度でございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、庵治町の認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業での対応を検討するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、119ページの道路愛護団体でございますが、高松市のみの事業でございます。

続きまして、120ページをごらんいただきたいと存じます。

道路新設改良でございますが、現況欄でございますように、高松市では、市の計画及び地元要望により、道路等の新設改良を行っておりますが、2にございますように、地元要

望による場合、記載のとおり単価とし、時価買収は行っておりません。

一方、庵治町でございますが、町の計画や地元要望により、実施する道路等の新設改良事業に係る用地買収につきましては、時価買収で買収する方法をとっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、121ページの急傾斜地崩壊対策事業でございますが、高松市のみの事業でございます。

次の122ページをごらんいただきたいと存じます。

水防対策でございますが、現況のうち、4の水防本部の設置時期及び6の避難勧告等の住民への周知方法につきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、123ページをお開き願います。

管理河川でございますが、両市町で管理河川の種類の差異がございます。

調整案でございますが、「庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、124ページをごらんいただきたいと存じます。

河川占用料等でございます。

現況のうち、2の河川占用料等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、125ページをごらんいただきたいと存じます。

125ページから127ページにかけましての漁港管理事業でございます。

現況のうち、3の維持管理経費の負担割合等及び4の漁港施設占用料におきまして、市町間で差異がございます。

また、127ページの5の漁港施設使用料につきましては、庵治町では、漁港施設使用料を徴収いたしておりますが、高松市では、記載のように、現在検討中でございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、125ページにございますように、

庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。ただし、電柱等に係る漁港施設
占用料については、合併時まで調整するものとする。なお、漁港を取り巻く環境の変化
などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行
うとし、調整案としても同趣旨の内容といたしております。

続きまして、128ページをごらんいただきたいと存じます。

128ページから129ページにかけては、港湾施設占用料・使用料でございます。
現況でございますように、庵治町のみ制度でございますが、高松市につきましても、
現在、制度について検討中でございます。

対応策でございますが、128ページでございますように、庵治町の港湾施設占用料及
び使用料については、現行のとおりとする。なお、港湾を取り巻く環境の変化などを踏ま
えながら、望ましいあり方について、適切な検討を行うとし、調整案も記載のとおりの内
容といたしております。

続きまして、130ページをごらんいただきたいと存じます。

漁港開発審議委員会等でございますが、1の漁港開発審議委員会は、高松市のみで設置
されております。

また、2の振興協会につきましては、庵治町のみで設置をされております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、高松市漁港開発審議委員会の
委員数を見直し、委員に庵治漁業協同組合長を加えるものとするとし、調整案は、「高松
市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、131ページをお開き願います。

131ページから132ページにかけての市・町営住宅でございますが、現況のうち、
1の住宅の種類及び戸数、4の駐車場使用料等におきまして、市町間で差異がございます。

また、132ページの8の空家に係る共益費負担については、庵治町においては、町が
負担をいたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町の町営住宅については、高
松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じ
ないように調整するものとする。」としたところでございます。

なお、次の133ページの特定優良賃貸住宅制度及び134ページの高齢者向け優良賃
貸住宅制度につきましては、いずれも高松市のみ制度でございます。

以上で協議第44号建設関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいた

します。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第44号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にないようで……。はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

117ページの市・町道路等と、あわせて118ページの道路維持管理等についてお聞きをしておきたいんですが、これにつきましては新規提案ですから、精査した上で発言すべきかと思うんですが、時間も限られておりますので、この場でお聞きしておきたいと思えます。

ここに対応策、調整案にありますように、現在、庵治町で町道として認定されておるものについては、市道に引き継ぐと。それから、農道なんかについては、前段で出てきた農林水産関係の土地改良事業として引き継ぐということになるかと思うんですが、庵治町の場合、それ以外に、町道、農道以外に、いわゆる自治会道路と言われるものが、地区によっては、非常に、正確に数字は把握しておりませんが、網の目のようになっておるわけで、それが地域住民の生活に密着した必要不可欠な道路として利用されておるわけですが、この道路が、この調整案なんかでありますように、検討すると、その分について扱いを検討するということであれば、仮に自治会道路については、行政の対象じゃなくて、地域住民が維持管理をなさないとということになった場合、住民に非常に大きな負担をかけるわけです。だから、これについては検討するでなく、やはり、この調整の中に何らかの形で引き継ぐということ盛り込んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問、118ページに関連しての御質問でございますが、土木部会の方からお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

稲垣土木部会委員 土木部会の稲垣でございます。

一つに、対応策の中で、土地改良事業での対応を検討するとしてございますけども、土地改良事業制度としてなじめないものとか取り組めないもの、案件もございまして、調整の結果は、一応、検討するということを入れさせていただきました。

なお、取り組めない案件等につきましては、土地改良事業サイドなり関係部署で協議の上、対応したいということで書かせていただいたんですけども、調整もさせていただいた

んですが。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

高砂委員 だからですね、対応を検討するじゃなくて、いわゆる自治会道路については、何らかの事業の中で継続して行うというような文言とか、仮に検討した上で、それについてはもうそれぞれ維持管理をお願いせにゃいかんではないかというようなことになりかねんとも限らんわけで、私はそれを心配しとるわけです。わかりますか。

稲垣土木部会委員 はい。一応、調整の中では、市道以外の分について、基本的な事柄ということで調整させていただいておりますので、詳細な問題等もございますので、そういうものにつきましては、今後、協議の中で対応してまいりたいというようには考えております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

寺岡委員 誤解がないように、表で見ても、本町でも議題に上ったんですが、2.5メートル未満の道路は、本町の場合は町道としては認定してないんです。自治会から自治会へまたぐような太い道を町道と認定して、他の生活道路は、自治会道路として、町単補助でましようという形でずうっと来てるんですね、大枠として。ですけど、これ見ますと、高松市の場合は2.5メートル未満でも24万キロですか、メートルですかね。広いわけですね。そうすると、比較からしても、30倍としても、例えば2万4,000で、100倍と10倍は大分違うわけです。ですから、認定基準が違うということについて、生活の基盤である道路については、今の自治会道路等については、本町の場合が町道に格上げするか、もしくは現在の町道または自治会道路については、市の方で引き取るとかという明確なものが欲しいということですので、そのあたりを、検討するということじゃなくて、そういう必要な生活道路については明確に示しておいてほしいと、次回のときです、そういうことですので。

以上です。

稲垣土木部会委員 調整の中では、高松市の場合、御説明申し上げたんですけども、市道認定以外の道路も、舗装につきましては認定以外でも対応してございます。私道であっても、公道として通行されてる道路については、所有者の同意等いただいた中で、舗装はさせていただいております。ただ、調整の中で、構造物等を設置する場合ということもございましたので、それにつきましては、やはり事業等で対応ということではないかなということで、そうさせていただいたので、この検討というのは、あくまでも、土地改良事業も

同じような助成がございますので、土地改良事業で取り組めるものについては土地改良事業で取り組むということにさせていただいたわけですけど。だから、市の方が、すべて認定以外はしないということじゃないんです。

久米土木部会長 ちょっと、土木部会長の久米ですけども、補足させていただきますけども、ただいま御指摘ございました、いわゆる自治会道路といいますか、その実態につきまして、現時点で町の事務レベルの方で、どういう実態にあるかというところが、詳しく内容等について、こちらの方で把握も、ちょっとできていないという状況でございますので、その実態等を、まず、事務レベルで再度お聞きしたいと、このように思いますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

議長（増田会長） それじゃ、次回までに、そういうことで十分、また事務レベルでも検討した上でやります。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北でございます。

先般、四国新聞に案として高松市の漁港管理条例というのが出ておりましたが、この中で、庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとすると、このように対応策のところで書かれております。そうした漁港管理のあり方について、法制度的にどのように考えて、庵治町は別枠だというような組み立てをされる予定か、ちょっと参考にお聞きしたらと思うんですが。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、土木部会の方からお答えを申し上げます。

稲葉土木部会委員 土木部会、高松市河港課の稲葉でございます。

漁港管理事業につきましては、基本的に高松市と庵治町の漁業の取り組む環境が、これまで違っております。と申しますのは、高松市につきましては、整備も維持管理も含めまして、すべて100%全額市負担としております。庵治町地域につきましては、これまで維持管理事業につきましては漁協の方で、町から7割補助で、3割で修繕事業等を実施してございます。また、漁港の維持管理に係る電気料等の維持管理費につきましても、すべて漁協の方で取り組まれておると伺っております。

こういう中で、高松市は、一方、5漁港と五つの港湾がございまして、これにつきましては、港湾につきましては、現在、管理条例がございません、40年余り。漁港につま

しても、占用料等の規定はいたしておりますものの、すべて漁業関係者が占用する場合は全額免除にしております。これが、漁港の適正な維持管理に、現在、支障を来してまいっておりますので、これにつきましては、高松市としては制度化したいと。ただ、この違いにつきましては、庵治町側と十分協議いたしました結果、庵治町の漁業に取り組む環境が余りにも高松市と違い過ぎると。庵治町のいわゆる生産の主力産業は漁業だと。これについては現行制度を維持していきたいという強い要望がございましたので、その点は現行のとおりとしたところでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

上北委員 管理する場合に、当然、条例が制定されるわけですね。その条例の位置づけというのが、庵治町が別個になるというのであれば、漁港の名称において個々の条例が立つのか、その条例のスタイルによっては、庵治町は係船料は取らないんだと言いながら、ある時期に、ちょっともやもやと消えてしもうて、庵治町の漁船から係船料を取るといふようなことが出てくると思うんですが。

私がお聞きしたのは、条例のあり方が高松市漁港管理条例としてあれするのか、例えば合併するとすれば、庵治町の漁港管理条例として独立のものが、本当は漁港管理条例というんは、そんな幾らでもあるもんじゃないですけども、別建てで準備をされる予定かと、こういうことをちょっとお聞きした。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

久米土木部会長 土木部会長の久米です。

確かに、ただいま御指摘がありましたように、庵治町地域を現行のとおりとするということでございますので、市の全体のそういう条例等の中での位置づけは、今後、それは明確にしていくということが必要と思っておりますので、今後、それは整備していきたいと、このように思っております。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

嶋野委員 庵治町の嶋野です。

きのう、四国新聞紙上で漁船から係船料を徴収するというようなことで、17日の日に建設水道委員会が高松市であったというような報道を聞いておるわけですが、庵治町の場合は、管理委託料というのを、係船料の徴収の中から70%、漁協を通して漁民に還元し

ております。そういう中で、漁業者みずからが水揚げの1%を放流事業費に譲渡してあるというようなことで、一昨年からこれを実施してあると。過去には、庵治漁協単独で2,000万円ほどの事業費を組んでおったわけですが、昨今の組合経営、収支の悪化から1,000万円ほどに、町の補助金も含めまして減しておるわけですが、一方で、高松の場合は、先ほど稲葉課長の方から説明があったわけですが、かなりな分、市が、いろいろ水産振興、また漁港管理においても、市が予算を計上しておるといようなことで、非常に環境が違うといようなことで、いろいろ町役場からも、建設課の方からも、市の方からこのような話が来るといようなことも、私も十分聞いておるわけですが、牟礼町の場合、昼からこの場でやられるでしょうけども、牟礼町の場合も、恐らく、そのままいきますと、高松市の管理条例というふうになってくるのかなと思いますが、先ほど上北東太郎委員の方から、庵治の分は法的にはどういうふうな形になるのかと。今、久米部長さんが答弁していただいたとおりなんです。これは高松市のことですので、私も、まだ合併してない関係で、市のことを余りとやかしくは言いたくないわけですが、もし合併した場合、市の方で高松の漁業協同組合、6協か7協あるわけですが、そこには管理委託料ちゅうのは支払いはしないつもりなんではないでしょうか。これ、私、高松の漁業組合長とも非常に懇意にしていますんで、そこらあたりを、まだそこまでは議論が至ってないと、そういうようなことでしたら説明していただきたいなと思います。

議長（増田会長） はい、事務局から答弁いたします。

久米土木部会長 土木部会の久米です。

実際の管理につきましては、ただいまのところ、その管理について、漁業組合の方へ管理を委託する方向で検討をいたしております。ただ、その詳細につきましては、ただいまのところ、委託料を含め内容につきましては、今後の漁業組合との協議に入っていくという段階でございます。考えとしたり、ただいま申し上げましたように、管理を委託していくという、そういうことも念頭に置いて、今後、協議に入っていくという考えでございます。

嶋野委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第44号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第45号下水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、136ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公共下水道事業計画でございます。

両市町の計画概要は、記載のとおりでございまして、調整案といたしましては、「庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。」といたしております。

次に、137ページをごらんいただきたいと存じます。

下水道使用料でございますが、1の使用料、2の徴収方法及び3の納入期限・納入場所において、市町間で差異がございますが、このうち、1の使用料につきましては、表の下側に記載しておりますように、高松市の方が安くなっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次に、138ページをごらんいただきたいと存じます。

受益者負担金でございますが、2の負担金額、3の徴収方法、5の報奨金制度及び6の減免基準に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、139ページをごらんいただきたいと存じます。

水洗便所改造資金支援制度でございます。

1の内容につきまして、市町間で違いがございまして、高松市では、市が直接の貸し付けを行っておりますが、庵治町では、融資のあっせんを行い、金融機関に対し利子補給を行っております。

また、2の貸付・融資あっせん額につきましても差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、140ページをごらんいただきたいと存じます。

合併処理浄化槽設置に対する補助でございますが、両市町とも同様の補助制度を設けておりますが、その補助額等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、141ページをごらんいただきたいと存じます。

141ページから142ページにかけましての雨水利用でございますが、1の雨水貯留浸透施設整備助成の事業内容におきまして、市町間で差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、143ページをごらんいただきたいと存じます。

排水設備設置助成でございますが、現況欄でございますように、庵治町では、くみ取り便所の水洗便所への改造などに対しまして、改造資金の一部を助成いたしております。この制度の取扱いにつきましては、なお調整が必要でございますことから、調整案でございますように、「排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。」という調整案といたしております。

なお、次の144ページには、先ほどの下水道使用料の比較表を掲載いたしております。

以上で協議第45号下水道事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第45号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

140ページの合併処理浄化槽設置に対する補助の中で、庵治町の現況でございますように、町長が将来においても生活排水処理を合併処理浄化槽で行うと定めた地域という別枠の補助制度があるわけですが、この制度の扱いはどういうふうに考えておいでるんでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

鎌田土木部会委員 土木部会の鎌田でございます。

この制度につきましては、調整案で示しておりますように、3年度に限り、現行のとおりとするということにいたしております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

高砂委員 この地域については、特認地域といえますか、いわゆる庵治町内の現在の下水道の計画区域外の地域になっとるわけで、現在、2地域でこの特認を受けとるわけです。それ以外に3地域あるわけで、そういう地域が、計画区域外の地域がですね。その地域で、この制度が合併後3年度しか継続しないということであれば、現在、特認地域となってお

る地域、また将来そうせざるかもわからない地域については、非常に住民の負担が大きくなるということになるわけですが、そのあたり、十分、検討願えますか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

鎌田土木部会委員 合併処理浄化槽の補助制度の分ですけれども、高松市におきましては、今年度末で、一応、見直しを図るような予定をいたしております。といたしますのは、合併処理浄化槽が義務化されまして、単価的に非常に安くなってきているということで、香南町で市町村設置型ということで、これは町がみずから実施しとる事業になつとんですが、その事業につきましては、現行の国の補助から大分安くなっていると。そういうこともありまして、高松市としては3年間で調整をしていただきたいということで、調整案とさせていただきます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

高砂委員 ということは、合併後3カ年度は今の現状で行くけども、3年後には、もうあくまでも高松市の制度に統一するということですか。

鎌田土木部会委員 はい、そういうことです。

高砂委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北ですが、下水道事業の負担金が、この表で見てもわかるように、非常に高松と庵治町との格差がございます。合併するということになれば、やはり、ある程度、庵治町側も過去のをどうするかということ、やはり検討する必要があるんじゃないかと、こう庵治町側は、そう、我々は思っておるわけですが、合併後に直ちに、そういったような、例えば予算的なものが動くとした場合に、庵治町、それはつまらんでないかということじゃなくて、やはり、そこらあたりは市側の御理解をいただいとった方が、制度的にはどうするかという問題はあります。ただ、やはり住民に対しては何らかの措置を講じないと、かなりな不公平が生じるんでなからうかと、こう思っておるんですが、そこらあたりは柔軟に、市側も、合併して終わった後はもう、それはもう制度的にはいきませんが、それより手前側で何らかの、庵治町が対応した場合に、駆け込みじゃとか、それはつまらんでないかというようなことがないように、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

久米土木部会長 よろしいですか。

議長（増田会長） はい。

久米土木部会長 土木部会の久米でございます。

ただいまの受益者負担金が大幅に変わってくるということで、既にその受益者負担金を納めた方に対して、ある一種の不公平感があるのではないかということの御質問かと思いません。

このことにつきましては、はっきり申し上げまして、高松市の方で、そのことについてどうすべきということは、ちょっと言いにくい話があります。ただ、既に収納した受益者負担金、これにつきましては、適正に賦課、納付されたものでありまして、これは地方自治法の公金支出という関係から申し上げましても、高松市といたしましては、これはもう返還はできないものと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

上北委員 私は、それはもう十分わかっただけです。ですから、その前の部分のところ、いろいろ前回、塩江で人事採用のときも駆け込みで採用しとるでないかとか、庵治町も駆け込みでこういうような措置をとったでないかということがないように、ひとつ大きく御理解をいただきたいということでございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第45号につきましては、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第46号消防防災関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、146ページをお開き願います。

まず、常備消防でございますが、1の運営主体につきましては、庵治町では、一部事務組合でございます讃岐地区広域消防組合が運営しておりますことから、協定項目第16号の一部事務組合等の取扱いの中で御説明をいたしましたように、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取扱いを協議することとし、調整案といたしましては、146ページにございますように、「常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。」としたところでございます。

なお、資料の146ページ以降につきましては、庵治町の現況欄には、この讃岐地区広域

消防組合の現況を書いております。

以上が常備消防でございます。

続きまして、149ページをごらんいただきたいと思います。

防災団体等でございます。

現況のうち、1の防火団体等、2の自主防災組織につきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、150ページをごらんいただきたいと思います。

地域防災計画でございますが、両市町共に、現況欄に記載のとおり、地域防災計画を策定いたしておりますが、その内容等におきまして違いがございます。

対応策といたしまして、地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに庵治町地域を含めた計画に見直すとし、調整案といたしましても、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、151ページをごらんいただきたいと思います。

防災行政無線でございますが、現況のうち、2の施設におきまして、移動系無線につきましては、無線施設に差異がございます。また、同報系無線につきましては、庵治町では、記載のとおり整備いたしておりますが、高松市では、現在、整備について検討中でございます。

また、3の戸別受信機につきましては、高松市では制度はございません。

調整案でございますが、「庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第46号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第46号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第47号社会教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、153ページをお開き願います。

まず、生涯学習基本計画でございますが、高松市のみの制度でございます。

続きまして、154ページをごらんいただきたいと思います。

子ども読書活動推進計画でございますが、両市町で事業を実施しておりますが、計画内容の一部に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、155ページをお開き願います。

155ページから156ページにかけましての子どもの健全育成でございますが、現況のうち、1から3までの事業は、高松市のみの事業でございます。

また、4の共催事業の内容におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。」としたところでございます。

続きまして、157ページをごらんいただきたいと思います。

留守家庭児童会事業でございます。

高松市では、健康福祉部所管の放課後児童クラブ及び教育部所管の留守家庭児童会の二つの形態で実施しております。

一方、庵治町では、教育委員会所管の留守家庭児童会を実施いたしております、市町間では、保護者負担や利用日、利用時間につきまして差異がございます。

調整案でございますが、「庵治町の放課後留守家庭児童会は、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、158ページをごらんいただきたいと思います。

子ども会活動の促進でございますが、現況欄にございますように、2の補助対象団体におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年

度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、159ページをごらんいただきたいと存じます。

P T A活動の促進でございます。

現況のうち、2の補助対象団体におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、160ページをごらんいただきたいと存じます。

成人式でございますが、両市町とも成人の日に記載のような内容で成人式を実施いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、161ページの青年活動の推進でございますが、高松市のみの制度でございます。

次に、162ページをごらんいただきたいと存じます。

家庭教育等の推進でございますが、一部、高松市のみの事業がございますが、ほぼ同様の事業を実施しておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、163ページをごらんいただきたいと存じます。

成人教育の推進でございますが、実施内容等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、164ページをごらんいただきたいと存じます。

公民館でございますが、164ページから166ページにかけて、両市町の公民館の現況を記載しております。

1の施設概要にございますように、高松市は、校区単位に地区公民館が41館、また管理公民館が1館整備されております。

一方、庵治町では、庵治町民会館、1館が整備されております。

また、165ページの開館時間等におきましても、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、164ページにございますように、「庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。」としております。

次に、167ページの高松市生涯学習センターにつきましては、高松市のみの事業でござ

ざいます。

次に、168ページをお開き願います。

少年育成センター事業でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町共にほぼ同様の事業を実施いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町青少年健全育成町民会議については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。なお、活動支援方法等については、庵治町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、169ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツ団体育成事業でございますが、現況のうち、1の体育協会に対する補助及び4のスポーツ少年団への補助及び登録料等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、171ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツイベント等振興事業でございます。

現況欄に記載のとおり、1の市・町民スポーツ大会の内容等におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱うものとし、補助については、庵治町地域のスポーツ振興を図る観点から、適切に対応するとし、調整案は、記載のとおりでございます。

続きまして、172ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございます。

両市町共に、現況欄に記載のような事業等を実施しております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、ファミリーマラソン in Aj i及び子どもマリンスポーツ交流事業については、現行のとおり継続する。」といたしております。

続きまして、173ページをごらんいただきたいと存じます。

体育指導委員でございますが、1の構成のうち、委員の選出方法につきましては、市町

間で差異がございまして、高松市では、各小学校区から男女各1名を選出する方法をとっております。

また、2の活動内容や3の報酬におきましても、市町間で差異がございまして。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、174ページをごらんいただきたいと存じます。

学校体育施設開放推進事業でございますが、現況欄の1の開放施設の種類にございまして、両市町では、学校体育施設を開放いたしております。

また、2の管理運営方法や3の使用の申請方法及び、次の175ページの使用料及び開放時間につきまして、市町間で差異がございまして。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。」としたところでございまして。

続きまして、176ページをごらんいただきたいと存じます。

体育施設管理運営でございますが、両市町では、体育施設の管理運営方法や利用時間及び利用料等につきまして差異がございまして。

また、庵治町では、中学校の部活動、スポーツ少年団、体育協会等が体育施設を使用する場合には、減免措置を行っております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございまして。

以上が協議第47号社会教育事業についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第47号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第47号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第48号文化振興事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、１８０ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、指定文化財でございますが、１の文化財保護審議会の委員数、報酬等及び３の文化財保存等事業補助の内容におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、庵治町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。庵治町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては庵治町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、１８１ページをごらんいただきたいと存じます。

埋蔵文化財の調査事業でございますが、一部事業内容に差異はございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、１８２ページをごらんいただきたいと存じます。

文化財学習事業でございますが、両市町では、資料に記載のとおり、各種の事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

次の１８３ページにつきましては、高松市だけの制度でございます。

次に、１８４ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございますが、高松市では、記載のとおり、の事業を、また、庵治町におきましても、庵治町文化展・庵治町芸能大会を実施いたしております。

対応策でございますが、庵治町の文化展・芸能大会については、高松市地区文化祭として取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、１８５ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、一部実施内容に差異はございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、１８６ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、高松市では、文化協会を初めとして、各文化芸術団体の行う事業に対して補助金を支出して育成・支援を図っております。

一方、庵治町でございますが、２６の文化団体が加盟する庵治町文化協会の運営に対して補助を行っております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに、激変緩和を考慮する中で、合併時まで調整するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、187ページから189ページまでの歴史資料館運営事業、190ページからの歴史資料整備事業、そして191ページの文化教育普及事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、192ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございますが、高松市では、図書館を設置し、記載のような運営事業を実施しておりますが、庵治町では、町民会館に図書室を設置し、図書等の貸し出しを行っております。

また、2の資料整備状況でございますように、庵治町では、寄附金を財源として基金を創設し、竹本文庫として図書室の書籍を購入いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町の町民会館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。庵治町の竹本文庫の設置場所については、現行のとおりとするとし、調整案は記載のとおりでございます。

次に、193ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、1のブックスタート事業及び2の児童行事の開催時期におきまして差異がございますほか、3の移動図書館の巡回につきましては、庵治町では、県立図書館の巡回文庫を利用いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としております。

なお、194ページから197ページにかけましての事業につきましては、いずれも高松市のみの事業でございます。

続きまして、199ページをごらんいただきたいと存じます。199ページでございます。

地域振興館（仮称）整備事業でございますが、現況欄でございますように、庵治町では、旧農協倉庫を改修し、記載のような内容の施設を整備してございます。

調整案でございますが、「庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

なお、次の200ページ以降の事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上で協議第48号文化振興事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号について、御質問等ございましたら御発言願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第48号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第49号その他の事業（契約制度）についてから、協議第52号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）についてまでの4件一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、その他の事業4件、一括して御説明をいたします。

205ページをお開き願います。

その他の事業（契約制度）でございますが、まず、物品等に係る入札・契約制度、現況のうち、1の入札参加資格受付制度は、庵治町には該当はございません。

また、2、3、4につきましても、市町間で内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、206ページをお開き願います。

206ページから、次の207ページにかけましては、契約制度のうち、建設工事等に係る入札・契約制度の現況を記載しております。

現況のうち、1の入札参加資格受付、2の発注方法等を初め、次の207ページの各種の制度全般にわたりまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、206ページでございますように、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、庵治町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、208ページをごらんいただきたいと存じます。

葬斎関係事業でございます。

まず、葬斎場の現況のうち、次の209ページの3の施設使用料の火葬料等におきまして、市町間で差異がございますほか、庵治町では、町民葬儀を利用した場合、火葬料を無

料といたしております。

また、高松市では、火葬施設の市内の使用料につきまして、現在、有料化を検討中でございます。

調整案でございますが、208ページに記載しておりますように、「庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

次に、210ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民葬儀でございますが、現況のうち、3にございますように、葬儀の種類・料金等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

次に、211ページをごらんいただきたいと存じます。

211ページから212ページにかけましての墓園関連事業でございますが、現況のうち、1の墓地の永代使用料等及び212ページの2の使用者の資格等におきまして、その事業内容におきまして市町間に差異がございます。

調整案でございますが、211ページにございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、213ページをごらんいただきたいと存じます。

女性政策でございますが、213ページから215ページの事業については、いずれも高松市のみの事業でございます。

次に、216ページをごらんいただきたいと存じます。

女性団体育成事業でございますが、女性団体への支援につきまして、市町間においてその支援内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、217ページをごらんいただきたいと存じます。

石のさとフェスティバル事業でございますが、現況欄にございますように、庵治町では、3年に1回、牟礼町と共同で石のさとフェスティバルを開催いたしております。

調整案でございますが、「石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。」としたところでございます。

以上が協議第49号から協議第52号までの説明でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第49号から協議第52号についてまで、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ないようでしたら、協議第49号から協議第52号まで、4件につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他2件を、一括、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の79ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、合併協議会の協議状況について御説明申し上げます。

資料には、各合併協議会の協定項目ごとの協議状況を、本日現在で整理いたしております。

右端の高松市・庵治町合併協議会につきましては、本日提案した項目に 印をつけておりますが、ごらんのように、当初予定していた協定項目につきましては、合併の期日と農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを除きまして、本日の会議ですべて提案を終了いたしております。

なお、他の合併協議会につきましても、ほぼ同様の状況でございます。

協議状況につきましては、以上でございます。

次に、会議の開催予定でございます。

前側の78ページをごらんいただきたいと存じます。

日時等が空欄でございますが、現在、第8回会議の日程を調整中でございます。日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきたいというふうに考えております。よ

ろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら承りますが。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・庵治町合併協議会第7回会議を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

午前11時52分 閉会

会議録署名委員

委員

香川 奈雪

委員

岡田 実